

これと似て

平成30年 8月号
(2018年) 第523号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

松本法人会部会紹介シリーズ



安曇野市三郷貞享義民記念館

江戸時代の「貞享騒動」を伝える貞享義民記念館が三郷地区にあるんだね！

- 主な記事 -

税務署定期人事異動..... 2 ～ 3 頁
 皆さんこんにちは・臼井智治氏..... 4 頁
 頑張ってます・蓮井陽子さん..... 4 頁
 部会紹介シリーズ行ってきました！三郷部会、
 “ 法人会やまびこ運動 ” ご協力のお願ひ..... 5 頁
 法律レポート..... 6 頁
 メンタル不調者予防と回復、上司の姿勢が問われます... 7 頁
 税務ポイント..... 8 頁
 青年部・女性部コーナー、
 松本山雅チケットプレゼントのお知らせ... 9 頁
 会員福利厚生制度 P R.....10頁
 8 月の予定、後期税務研修会のお知らせ等.....11頁
 インフォメーションコーナー、
 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき...12頁
 法人会 “ やまびこ運動 ” ご協力のお願ひ.....付録
 夏期特別研修会(9 月 5 日)のご案内.....付録

安曇野市三郷地区をそのエリアとする三郷部会。昭和29年に「温村」「明盛村」「小倉村」の三村が合併し、「三つの郷」を表す三郷村という名称になりました。その後、平成17年に近隣の町村と合併し、現在の安曇野市を構成しています。

日本の原風景とも呼ばれる安曇野市の南側に位置し、実り豊かな農作物や自然、歴史に恵まれた地域です。

(沖健吏編集委員)

第17回
行ってきました!
～三郷部会～

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

經理担当

税務署定期人事異動 (平成30年 7 月10日付)

本年度も 7 月10日付で税務署の人事異動が発令されました。松本署では佐塚署長、玉川副署長が転任され、中村署長、高橋副署長が着任された他、各部門でも動きがございました。なお、法人会とかかわりの深い法人 1 部門においては、依田統括官、遠藤上席調査官が留任され、引き続きお世話になることになりました。



なかむら あき お
中村 明雄

署長のご紹介

出身地 長野県

略 歴

平成16年 局 課税第一部 個人課税課 記帳指導専門官
17年 浦和署 個人課税第一部門 統括国税調査官
18年 佐久署 総務課長
19年 局 総務部 総務課 課長補佐
21年 水戸署 副署長
23年 局 総務部 税務相談室 相談官
24年 大宮署 副署長
25年 関東信越派遣 国税庁監察官
26年 関東信越国税不服審判所 第二部 第二部門 国税審判官
27年 関東信越国税不服審判所 第一部 国税審判官 (総括担当)
28年 仙台局 二戸税務署長
29年 税務大学校 総合教育部 個人課税 主任教授
30年 現職 (7 月から)

着任のご挨拶

松本税務署長 中村 明雄

一般社団法人松本法人会の皆様には、常日頃から税務行政全般に対しまして深いご理解と多大なご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

また、西日本を中心とした豪雨災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

この度の人事異動により松本税務署長を拝命いたしました中村でございます。

私は長野県辰野町出身でございますが、長野県内での勤務は、平成18年の佐久税務署以来であり、松本税務署は初めてでございます。

松本は、野村総研による2017年成長可能性都市総合ランキングで 8 位になるなど、全国でも注目されている地域であり、自然豊かな北アルプスの麓にある当地に勤務出来ることを大変嬉しく思っておりますとともに、職責の重さに身が引き締まる思いでございます。前任の佐塚同様よろしくお願い申し上げます。

貴会におかれましては、健全な納税者団体として、正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るための活

発な活動を展開されるとともに、献血活動や環境保全活動などの社会貢献活動に積極的に参画され、地域社会から高い評価と厚い信頼を得ていると伺っております。

また、「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」など租税啓発活動にも取り組まれているほか、消費税軽減税率制度の定着に向けて周知・広報にご協力をいただいております。神澤会長をはじめ役員並びに会員の皆様の熱意とご尽力に対しまして、心から敬意を表する次第でございます。

さて、最近の税務を取り巻く環境は、経済活動の国際化、高度情報化の進展など大きく変化しておりますが、私どもといたしましては、行政の透明性を確保し、説明責任を適切に果たしつつ、法令に定められた手続きを遵守して「適正・公平な課税と徴収の実現を図る」という任務をしっかりと果たすことにより信頼される税務行政を行うべく、力を尽くしてまいります。

中でも、来年10月から実施されます消費税率10%への引上げと軽減税率制度の導入につきましては、納税者の皆様が改正内容や消費税の仕組みを十分理解し、自ら適正な申告納税が出来るよう、制度の円滑な実施に向けた周知・広報・相談対応等に着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

また、e-Taxに関しましては、一定規模の法人について平成32年 4 月以後開始事業年度からe-Taxによる申告が義務化されました。皆様のご協力のおかげで利用件数は着実に増加しておりますが、皆様方には引き続きのご利用をお願いするとともに、申告のみならず、ダイレクト納付、給与支払報告書の提出、法定調書の提出等にも利用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

更に、企業コンプライアンス向上のための取り組みである「自主点検チェックシート」の活用ですが、この取り組みは極めて有意義であることから、国税庁後援とさせていただいております。

この取り組みの普及・拡大に向けて、今後とも皆様との連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

結びに、本年は特に暑い日が続いておりますので、皆様方におかれましては、体調管理にご留意の上ご活躍されますとともに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心より祈念申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。



離任のご挨拶

前署長 佐塚 重人

このたび、関東信越国税局 課税第一部 国税訟務官室長として転任することになりました。

松本税務署は、昭和63年以来2回目の勤務でしたが、この1年間、神澤会長をはじめ法人会の役員、会員の皆様、事務局の皆様には格別のご協力とご厚情を賜りました。心から感謝申し上げます。

また、皆様の会活動に対する積極的な姿勢に接し、税務行政に携わる者として、誠に心強い限りでございました。

在任中は、法人会の社団化45周年記念式典という、大きな節目の式典に出席させていただいたことのほか、8月の役員大会、10月のクイズ税金百科のテレビ収録、11月の「税を考える週間」行事、税に関する絵はがきコンクールの優秀作品表彰など、法人会の皆様との思い出が次々と頭の中に浮かんでまいります。

このような皆様の活動に対し、改めて敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げ、今後とも税務行政のよい理解者として、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、松本法人会におかれましては、本年社団化45周年を迎えましたが、これからも神澤会長を中心として様々な課題を克服され、着実な歩みを続けられますこと、また、会員企業の皆様におかれましても、景気が緩やかな回復基調とされている中、企業経営は何かとご苦労が多いことと思いますが、一刻も早く景気回

復を実感できますことを祈念申し上げます。

結びに、一般社団法人松本法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。

着任者略歴（敬称略）



高橋 泰明 副署長（法担）

出身地 群馬県

平成22年 局 課税第一部 課税総括課 連絡調整官

23年 局 課税第二部 法人課税課 実務指導専門官

24年 三条署 法人課税第一部門 統括国税調査官

25年 朝霞署 法人課税第一部門 統括国税調査官

26年 局 課税第二部 資料調査第一課 総括主査

27年 富岡署 総務課長

28年 局 課税第一部 課税総括課 課長補佐

29年 局 課税第二部 法人課税課 課長補佐

30年 現職（7月から）



小澤 英里 税務広報広聴官

出身地 長野県

平成19年 伊那署 管理運営部門 上席国税徴収官

26年 飯田署 管理運営部門 上席国税徴収官

28年 諏訪署 管理運営第一部門 総括上席国税徴収官

30年 現職（7月から）

税務署定期人事異動 転入・転出一覧表（関係分・平成30年7月10日付）

新	転入（敬称略）	旧
署 長	中村 明雄	税務大学校 総合教育部 主任教授
副署長（法担）	高橋 泰明	局 課税第二部 法人課税課 課長補佐
税務広報広聴官	小澤 英里	諏訪署 管理運営部門 総括上席徴収官
特別国税調査官（法人担当）	名取 公仁	諏訪署 法人課税第一部門 統括官
法人二統括官	長部 眞幸	川越署 特別国税調査官(法人)付 上席調査官
法人三統括官	正能 智	局 課税第二部 資料調査第二課 主査
法人五統括官	清水 賢明	高田署 法人課税第二部門 統括官
法人課税 連絡調整官	矢野 和成	浦和署 特別調査情報官 上席調査官
新	転出（敬称略）	旧
局 課税第一部 国税訟務官室 室長	佐塚 重人	署 長
局 調査査察部 査察第二部門 統括査察官	玉川 直文	副署長（法担）
大町署 管理運営統括官	鈴島 利子	税務広報広聴官
長野署 特別国税調査官(源泉担当)	金井 昭治	特別国税調査官(法人担当)
前橋署 法人四統括官	中澤 忠治	法人二統括官
長野署 法人三統括官	平林 健司	法人三統括官
局 調査査察部 調査第五部門 主査	西澤 圭	法人五統括官
局 調査査察部 調査第三部門 主査	内山 公一	法人課税連絡調整官



皆さん
こんにちは♪

真気堂

安曇野市豊科

副院長 白井 智治 氏

『思いやりの輪で繋がる世界』

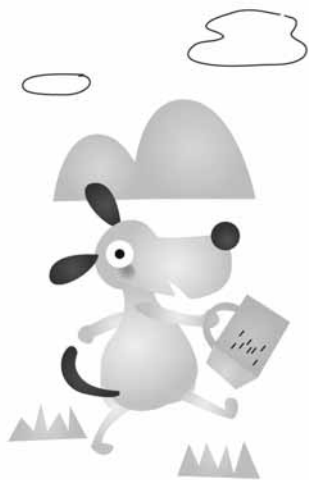
鍼灸師の技術を基本にしながら、東洋医学、カイロプラクティック、人体バランス構造矯正術、スポーツトレーナーなど優れた施術要素を複合し、

独自の総合治療として施術。父の経営する「真気堂」と自身が経営する往診総合治療「真気」を掛け持ち、全県を忙しく飛び回っている白井氏。

五十肩、頭痛、耳鳴り、しびれ、神経痛など、1つの症状にも複数の原因がある。脳・神経・筋肉・関節などを見ながら経験則から割り出し、痛みの「原因」から完治することを目指し、その人に応じた施術を行う。医師が見放した人や治療をあきらめていた人が来院するケースも多く、身体の機能が回復し喜んでる姿を見るとこの仕事へのやりがいや使命感を感じる。最近でも「自分の両手でご飯を食べられるようになった」と泣いて喜んでる患者さんがいたそうだ。痛みに向いていた意識が、人生を楽しむ方に向けられればと願いながら施術に向かう。

臨床研究会にも積極的に参加し、自身が被験者になり専門家に相談に行ったり、専門性の向上に余念がない。昨年結婚し奥様との時間も大事にしながら、休日は茶道（表千家）にも通う。人間修養を目的にしているそうだが、ひと時の安らぎの時間になっているようです。

（山口吉孝編集委員）



頑張ってます!!

『いつも笑顔
絶やさずに』

(株)穂高ホンダ
安曇野市穂高

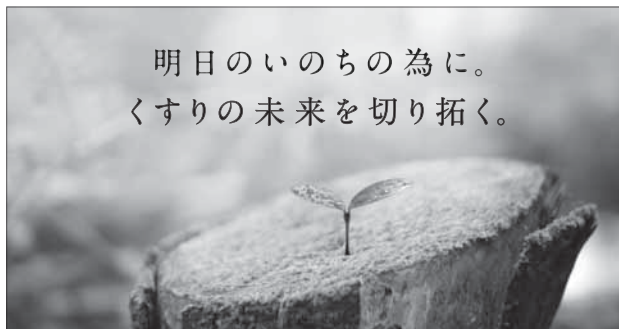
蓮井 陽子 さん

(株)穂高ホンダは創業昭和47年、以来自動車販売を中心にリース・車検・整備・点検・修理保険代理店業務・部品用品販売を手掛けているホンダ正規ディーラー店です。

その事務部門で働く蓮井陽子さん。ショールームでお客様と接する機会も多いので、お客様のご要望をしっかりと受け止めるために、様々なコミュニケーションを図る努力をしているそうです。その時の基本は「いつも笑顔を絶やさずにお客様の気持ちに答えられるように会話をするのが大切です。」なかなかできることではありませんが、その努力を常に意識する姿勢は穂高ホンダの社風を表しているような温かい空気を感しました。趣味はなんですかとお聞きしたら「つきなみですが読書です。」とはじらいながら答えてくれました。

（沖健史編集委員）

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

松本法人会

部会紹介
シリーズ

第17回

行ってきました! 三郷部会

～ 豊かな自然と歴史を刻む ～

北アルプスから流れ出る清流や梓川・犀川が潤す肥沃な土壌が支える豊かな農地を誇る安曇野地域は稲作に絶好の地形と気候に恵まれ、日本有数の米どころであるとともに、内陸性の気候で標高も高く果樹栽培にも適した土地です。中でも標高600～700mに位置し、昼夜の寒暖差も大きな三郷地区ではりんご栽培がとても盛んで、その品質の高さは全国的にも有名です。

また、この地域の歴史として語り継がれているのが江戸時代に松本藩で起きた百姓一揆「貞享騒動(加助騒動)」です。江戸幕府開府からおおよそ80年が経過した1686年(貞享3年) 当地は松本藩の統制下にありましたが、あまりに過酷な年貢取立てに対して地元の庄屋であった多田加助が命を投

げ打ち、人々のために権力に立ち向かった姿は、後世、地域の自由民権運動、普選運動にも大きな影響を与えたとも言われております。三郷明盛地区にはこの騒動を顕彰した「貞享義民記念館」が建てられておりますので機会があれば一度訪れてみてはいかがでしょうか。(沖健史編集委員)

三郷部会

該当エリア：安曇野市三郷地区

会員数：110社

部会長：高木一寿 氏 (有)タカギ

部会長より：三郷部会では地元の夏祭りや花火大会への協力、会員親睦旅行などを通じて地元や部会の発展に向けて取り組んでおりますので、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

松本法人会の全ての会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください!

“法人会やまびこ運動” ご協力をお願い



松本法人会では今年も“法人会やまびこ運動”をスタートしております。三年目の取り組みとなりますこの活動は『会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組み』です。今月号の広報誌に「やまびこ運動ご協力をお願い」というチラシを同封しておりますので、お手数ですが内容をご確認いただきご協力を賜りますよう

しくお願い申し上げます。

～法人会やまびこ運動って何?～

当会会員企業の皆様に【お取引先】や【お知り合い】の事業所(法人・個人 支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます運動です。詳しくは事務局までお問合せ願います。(☎0263-35-8080)

ご協力よろしくお願い申し上げます!!

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法律レポート**従業員の業務中の過失行為に対する損害賠償請求の留意点**

三浦法律事務所 弁護士 浅 川 清 実



1 業務中の従業員の過失によって会社が損害を被ったとき、従業員に対して損害賠償を請求してトラブルになる事例は古くからあります。裁判で争われた事例の多くは、損害の全額を従業員に対して請求することを信義則によって制限しています。しかし、判例の基準が分かりにくいこともあってか、近時でもトラブルが絶えない類型です。ここでは、リーディングケースとなる判例と、従業員に対する損害賠償請求の留意点を考えます。

2 従業員に対する損害賠償が裁判で争われる典型的な事例は、従業員が会社の車両を運転して業務中に過失による交通事故を起こして、自動車保険でカバーされない損害の賠償を従業員に請求するというものです。

リーディングケースとされる昭和51年の最高裁判例は、「事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防もしくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度」で、会社は従業員に損害賠償請求をすることができる、としています。

会社側があらかじめ対応をとるべき注意点としては、「加害行為の予防もしくは損失の分散についての使用者の配慮の程度」が考慮されるという点で、具体的には、「加害行為」、すなわち事故を予防する対策をどの程度とっていたのかと、「損失の分散」、すなわち保険加入などによるリスクヘッジをどの程度していたかが考慮される、というところです。これらの対策をまったくとっていない場合は、損害賠償請求は相当程度制限されると考えられます。

上記の判例基準では、実際にどれだけ請求できるのかが分かりにくいのですが、判例の事案は会社が対人保険のみ加入していて、対物保険及び車両保険に加入しておらず、従業員は臨時的に乗務したにすぎないという事案で、損害額の4分の1、金額的には給料の約3カ月分を限度として、従業員に対する損害賠償が認められています。従業員による会社車両の事故の類型では、その後の裁判例でも損害額の概ね4分の1に限りて請求を認める例が多くみられますが、損害額が大きい場合は、給料の3カ月分前

後の金額に限りて請求を認めているとみられる例もあります。従業員に対する損害賠償請求をする場合の参考となります。

3 会社が従業員に対して損害賠償を求める場合、多くの場合は裁判で争うまでもなく、会社と従業員の間で損害賠償に関する示談書や合意書を作成することが多いと思われます。当事者が合意して書面を交わすのであれば、従業員が損害の全額を会社に支払うという合意であっても有効なはずですが、後に裁判であらためて争いになる場合、裁判所は労働者に不利益な合意については慎重な判断をすることが多くみられます。

実際、示談に基づいて、あらためて会社が従業員に対して損害の全額の支払いを求めた裁判で、労働契約上の信義則から、損害額を3分の1に減額して認定した裁判例もみられます。従業員が損害額の全額を支払う合意をしたとしても、後日争いになった場合には必ずしも全額回収ができるとは限らないことを考慮し、将来の紛争の予防としては、従業員の過失が故意に近い重過失でもない限り、損害額の2分の1程度の合意に留めておくことも必要と思われます。

4 なお、従業員の故意による不正行為によって会社に損害が生じた場合は、過失の場合と異なり、裁判でも全額賠償が認められる場合が多くみられます。

もっとも、会社が従業員の不正行為を助長したり、チェック体制がまったくなかった場合には、損害の公平な分担という見地から、損害賠償額が限定される場合があります。裁判例でも、過酷なノルマを課せられた営業担当が、取引先に支払能力がないことを知りながら次々と在庫を販売し、結局取引先が倒産して売掛金を回収できない損害を会社に与えた事例で、損害額の2分の1に限りて請求を認めている例があり、注意が必要と思われます。

三浦法律事務所

当会顧問弁護士 三浦 守 孝

〒390-0874 松本市大手1-3-29丸今ビル3F

TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031

メンタル不調者予防と回復、 上司の姿勢が問われます

産業カウンセラー 柏木 勇一

異動して3か月、同僚の前で課長から大声で叱責
住宅資材メーカー会社で営業担当として働く30代後半の男性Aさんは、隣の支店から規模の大きい支店に異動して半年。入社して15年、無難に数字を上げてきた経験もあり、そろそろマネジャー昇格の声もかかりそうな年齢です。

ところが赴任して3か月、大事な顧客との契約更新でちょっとしたミスをしました。前の職場と同じ手順で対応したのですが、書類作成の過程で順番を間違えました。この支店のやり方が違うことを誰も教えてくれませんでした。顧客には丁寧にお詫びして契約は継続。むしろ担当者からは「気にすることではないよ。もうちょっと簡素化された更新方法ならいいな。今度考えてよ」と慰められました。

ところが課長からは強い叱責。「いい年になってすっかりしてくれよ。もう大事な仕事は任せられないな」と、同僚の前で怒鳴られたのです。同年代の仲間は「あの課長にはみんな困っている。部下のことなんか考えていないんだ」と言ってくれました。以前の支店と同じように、課長には相談や質問もしてきたのですが「そんなことは自分で決めろ」という返事で、事あるごとに課長の攻撃の矛先が、Aさんに集中したのです。

うつ病で休職、「あした自宅に行く」という課長に、
家族も戸惑う

出社してもまたあの課長の顔を見るのか、と思うと夜も眠れません。朝は緊張して食事もとれず、それでも玄関を出るのですが、ある日駅前で足が動かなくなり、妻に電話。妻と一緒に心療内科へ。会社には妻が連絡しました。「うつ病で1か月の休養が必要」という診断。診断書も妻が郵送しました。Aさん自身は怖く

て何もできなかったのです。

休職から1か月経過してもAさんは復職できるまでには回復せず、さらに1か月の休職延長になりました。その旨会社に連絡した際、課長から「様子を確認したいのであした自宅に伺う」という連絡がありました。少し落ち着いていたAさんはびっくり。妻も、課長のせいで夫が病気になったのに、配慮がない上司だと困惑しました。といって断わるのはまずいだろうと思い、妻も同席して何とか対応しました。

管理職に求められる、部下を尊重する接し方

皆さんはこの課長の対応をどう思いますか。Aさんがうつ病になった原因がすべて課長にあるわけではありません。間違いなく指摘できることは、部下を尊重する姿勢、知識、さらには技能も欠けていたことです。厳しく指導したい思いは分かりますが、一方的に自分の考えだけを基準にして対処してはいけません。

そもそも、経験ある社員でも、すぐには新しい職場に慣れません。まして、他の支店と異なる手法だった場合はちゃんと説明しなければいけません。部下の能力を引き出すことが上司の大事な役目です。相談を受けたらちゃんと説明すること。この課長には他の社員も一歩退いて相談できなかったようです。「これを頼みたいができるよね。分からないことがあるかな」と、部下に質問しながら仕事をすれば、部下も信頼されていると思います。このようなコミュニケーションが日々あれば、仕事の能率も上がります。

Aさんのストレッサーになっていた課長が、一方的に自宅を訪問するということも、相手を思いやる接し方ではありません。部下のメンタル不調防止だけではなく、回復のための対応も管理職には求められていることを忘れてはいけません。これこそ大事な安全配慮義務です。

[筆者紹介]

柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹²⁵〕所得税関係

住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業により生じる所得の所得区分と必要経費の範囲について

Q．本年 6 月に住宅宿泊事業法が施行されましたが、自己が居住する住宅を利用して住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（いわゆる「民泊」）を行う場合、これにより得た所得は、どの所得に区分されるのでしょうか。また、所得金額を計算する場合、どのようなものを必要経費に算入できますか。

A．自己が居住する住宅を利用して住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を行うことによる所得は、原則として雑所得に区分されます。

所得税法上、「不動産の貸付けによる所得」は、原則として不動産所得に区分されますが、住宅宿泊事業は、宿泊者の安全等の確保や一定程度の宿泊サービスの提供が宿泊施設の提供者に義務付けられており、利用者から受領する対価には、部屋の使用料のほか、寝具等の賃貸料やクリーニング代、水道光熱費、室内清掃費、日用品費、観光案内等の役務提供の対価などが含まれていると考えられ、この点において、一般的な不動産の貸付け（賃貸）とは異なるといえます。

また、住宅宿泊事業に利用できる家屋は、
・現に人の生活の本拠として使用されている家屋
・入居者の募集が行われている家屋
・随時その所有者等の居住の用に供されている家屋に限定されており、その宿泊日数も制限（法律では年間180日とされていますが、合理的に必要と認められる限度で各自治体の条例により日数制限を加重することができることになっています。）されています。

以上のような住宅宿泊事業の性質や事業規模・期間などを踏まえると、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を行うことにより得る所得は、原則として雑所得に区分されると考えられます。

① 不動産賃貸業を営んでいる方が、契約期間の満了等による不動産の貸付け終了後、次の賃貸契約が締結されるまでの間、当該不動産を利用して一時的に住宅宿泊事業を行った場合に得る所得は、雑所得とせず、不動産所得に含めていただいても差し支えありません。

また、専ら住宅宿泊事業による所得により生計を立てているなど、その住宅宿泊事業が、所得税法上の事業として行われていることが明らかな場合には、その所得は事業所得に該当します。

次に、必要経費に算入できる費用ですが、その収入金額を得るため直接に要した費用及びその年における販売費、一般管理費その他住宅宿泊事業による所得を生ずべき業務について生じた費用です。

具体例は、次のとおりです。

- ・住宅宿泊仲介業者に支払う仲介手数料
- ・住宅宿泊管理者等に支払う管理費用や広告宣伝費
- ・水道光熱費
- ・通信費
- ・非常用照明器具の購入及び設置費用
- ・宿泊者用の日用品等購入費
- ・住宅宿泊事業に利用している家屋の減価償却費
- ・固定資産税
- ・住宅宿泊事業用資金の借入金利子

② 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う地代家賃等は必要経費に算入できません。

住宅宿泊事業による所得を得るために支出した費用のうち、住宅宿泊仲介業者に支払う仲介手数料や住宅宿泊管理者に支払う管理費用など、住宅宿泊事業を行うためにのみ支払うものについては、それぞれその全額を必要経費に算入することができます。

他方、水道光熱費や固定資産税など、業務用部分と生活用部分の費用の両方が含まれているものについては、住宅宿泊事業に関する部分（業務用部分）の金額のみ必要経費に算入することができます。

住宅宿泊事業に関する部分の金額については、合理的方法により区分して計算することになりますが、例えば、主に住宅宿泊事業に利用している部分の床面積の総床面積に占める割合を基にするなどして計算することが考えられます。

【参 考】雑所得とは？

雑所得とは、他の 9 種類の所得のいずれにも当たらない所得をいい、公的年金等、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の人を受ける原稿料や印税、講演料や放送謝金などが該当します。

（税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口侑子
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

青年部コーナー

— 開催報告 — 『納涼ビールパーティー』 を開催しました

7月23日(月)、松本バスターミナルビル屋上「松本麦酒園」を会場に恒例の納涼ビールパーティーを開催いたしました。(担当：青年部第一委員会 平林和樹委員長)

青年部員・本会役員さんとその関係者の方々、合わせて116名にご参加いただき、暑さ厳しい日が続く中、冷たいビールを片手に親睦を深めて



いただきました。4年連続の登場となりましたお笑いタレント「メロディーきみえ」さんに加えて「石川不遼」さん、「中村素也」さんによる爆笑パフォーマンス、恒例の抽選会も行われ大いに盛り上がりました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。

女性部コーナー

— 女性部 8 月例会開催のご案内 — 「事業承継税制の特例の創設等 拡充の内容について」

女性部 8 月例会を下記内容にて開催いたします。本年度の税制改正で大幅に改正された事業承継制度について税務署より講師をお招きして解説していただきます。大勢のご参加をお待ちしております。

- 日時 8月8日(水) 10:30～13:30
(研修会90分+昼食会80分を予定)
- 内容 研修会『事業承継税制の特例の創設等拡充の内容について』
講師 松本税務署 資産課税部門担当官
昼食会
- 会場 研修会 大同生命松本ビル 1 階「第一会議室」
昼食会 ホテルブエナビスタ 1 F
「ラ・カフェテラサ」
- 会費 研修会は無料。昼食会参加者は1500円
- お問合せ 松本法人会事務局まで(☎0263-35-8080)

2018シーズン

松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼント!!

当会親睦事業開催時にお預かりした「チャリティー募金」を原資の一部として、2018シーズンも松本山雅FCへのサポート(パートナーカンパニー 10)を実施しております。

その返礼としていただきました主催試合観戦チケットをご希望される方に抽選でプレゼントいたします。下記方法にてご応募下さいますようお願い申し上げます。

【応募方法】

お名前 企業名 ご連絡先(住所・電話番号)
ご希望される試合

お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。(ご希望の試合に外れても、他の試合に当選される場合もございます。)

上記4項目をご記入いただき、法人会事務局にFAX(36-0839)で、8月20日(月)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチ

ケットの発送をもって代えさせていただきます。)

【注意点】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・今回は9月15日[vsレノファ山口FC]～11月17日[vs徳島ヴォルティス]までのチケットです。

『対戦スケジュール』

節	試合日	対戦チーム	キックオフ時間
33	9月15日(土)	レノファ山口FC	13:00
34	9月23日(日・祝)	ロアッソ熊本	14:00
36	10月6日(土)	愛媛FC	14:00
38	10月21日(日)	FC岐阜	14:00
40	11月4日(日)	東京ヴェルディ	14:00
42	11月17日(土)	徳島ヴォルティス	14:00

【お問い合わせ】 法人会事務局(電話：0263-35-8080)

暑中お見舞い申し上げます



安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※平成28年度末 当社調べ

企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数



大同生命保険株式会社 松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829



法人会のビジネスガード

Business Guard

AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える

プロパティガード+企業地震保険

会社で入る医療補償

ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)

個人情報の漏えい事故対策

情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)

初期のご相談から賠償金対応まで。

スマートプロテクト(総合事業者保険)

役員個人を取り巻く

MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)

労務・雇用トラブルに備える

ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

各種訴訟リスクに備える

CPI(生産物品質保険・CPI限定型)

地域社会に貢献する

ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

飲食料品・化粧品のリコール時に

CPI(生産物品質保険・CPI限定型)

企業向け第三者賠償責任保険

STARS(事業総合賠償責任保険)

海外進出企業向けサポートプラン

WorldRisk

AIG 損害保険株式会社

URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

松本支店

〒390-0814

長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階

TEL 0263-35-1933 FAX 0263-36-7975

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。(B-180010 2020-01)

サービス開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。



プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。



Medical Note

お問い合わせ

株式会社メディカルノート

support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちら

8 月の予定

2 日広報委編集会議 3 日税制委グループ会議 7 日
青年部献血活動 8 日女性部 8 月例会 9 日臨時特別
研修会「最新医療セミナー」11～15 日事務局夏季休業
21 日常任理事会、役員大会 24 日第 101 回税制勉強会
29 日決算説明会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/7 月決算法人対象）
8 月 29 日（水）午後 2 時より大同生命ビル 1 階 第一会議室
同時開催「消費税の軽減税率制度等に関する説明会」

社団化 45 周年記念旅行 実施報告

7 月 8 日～9 日に社団化 45 周年記念旅行を実施しま
した（目的地：福島県方面[母畑温泉・会津・いわき方
面]）。当会が今年社団化 45 周年を迎えるにあたり、例
年この時期に役員合同研修旅行として開催していた事
業を、今年は広く会
員の皆様にご案内さ
せていただきました
ところ大勢の皆様にご
参加頂くことが出
来ました。



大変に暑さの厳しい中でしたが、「プロが選ぶ日本
のホテル・旅館 100 選」で見事 1 位に輝きました母畑温
泉八幡屋への宿泊、戊辰戦争に縁の深い会津地方、7

年前の大震災からの復興に取り組むいわき市小名浜方
面を巡る旅は非常に有意義なものとなりました。大勢
のご参加、誠にありがとうございました。

平成 30 年度 常任理事会・役員大会

日 時 8 月 21 日（火）14:00～18:30

会 場 アルピコプラザホテル

常任理事会 14:00～14:50

役員大会 15:00～18:30

(1) 会 議 15:00～16:00

(2) 税務講話 16:10～17:10

講師：松本税務署長 中村 明雄 氏

(3) 懇 親 会 17:20～18:30

第 101 回 税制勉強会開催のお知らせ

「会社の決算・申告の実務のポイント」

本年度も税制勉強会を下記要領にて開催いたします。

○ 日 時 平成 30 年 8 月 24 日（金）午後 2 時開始

○ 会 場 大同生命松本ビル 1 階第一会議室

○ 内 容 「会社の決算・申告の実務のポイント」

○ 講 師 松本税務署 担当官

○ 受講料 無料

○ お申込 事務局まで（☎0263-35-8080）

大勢の皆様のご参加をお待ちしています。

平成 30 年度 後期部会税務研修会

『テーマ：消費税の軽減税率制度について』

講師：松本税務署 担当官

本年度後期の税務研修会を下記の日程にて行います。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。参加費
は無料。会員の皆様にはハガキにてご案内いたします。

日程	部会等	会場	時間
9 月 3 日（月）	塩尻部会	市民交流センター（えんぱーく）4 階会議室 401	15:00～16:30
4 日（火）	松本 A ブロック	大同生命松本ビル 1 階第一会議室	14:00～15:30
7 日（金）	松本 B ブロック	大同生命松本ビル 1 階第一会議室	14:00～15:30
10 日（月）	筑北部会	筑北村商工会	15:00～16:30
11 日（火）	松本 C ブロック	大同生命松本ビル 1 階第一会議室	14:00～15:30
13 日（木）	波田・安曇・奈川部会	松本市波田商工会	15:00～16:30
18 日（火）	三郷・梓川・堀金部会	安曇野市商工会三郷支所	15:00～16:30
19 日（水）	松本 D ブロック	大同生命松本ビル 1 階第一会議室	14:00～15:30
20 日（木）	山形・朝日部会	山形村商工会	15:00～16:30
21 日（金）	川手部会	安曇野市商工会 明科支所	15:00～16:30
25 日（火）	豊科・穂高部会	安曇野市商工会 豊科支所	15:00～16:30
26 日（水）	松本 E ブロック	大同生命松本ビル 1 階第一会議室	14:00～15:30

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍑)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD、DVD、タブレット、スマートフォン、デジタルカメラ、デジタル写真機、手書きのイラスト、素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒990-0814 松本市本庄1-3-10 大間生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



『松本郵便局発祥の地』



明治の世となり、それまで飛脚仲間によって運ばれていた信書を、より速くより確実に配達するため官営の郵便制度が定められました。

深志2丁目県道295号線に、地域の郵便局の先駆けとなりました松本郵便局発祥の地として脚夫の銅像、当時の“書状集箱”をモチーフにしたポストが設置されています。

(山口吉孝編集委員)

学び舎 CRAM

脳の使い方を学ぶ 能力開発セミナー

アクティブ・ブレイン・セミナー

自らの能力の素晴らしさに気づき、驚き、感動する2日間

in 松本

私たちは、学校で記憶すべき事項を習いましたが、「記憶方法」や「脳の使い方」は教わっていません。アクティブブレインセミナーでは、「記憶法」を学び、さらに「脳の使い方」を習得することで飛躍的にスキルアップが出来ます。

【得意とする分野】

- ✓ 社長のスピーチ上達
- ✓ 国家資格など、各種資格試験の取得
- ✓ あこがれの大学に合格したい
- ✓ TOEICなどの英語の上達



講師 岸本行央氏

(鳥取大学医学系研究科・機能再生医科学修士)

受講生募集

開催日 8.11(土)祝/12(日) (10:00~18:00)

会場 松本商工会議所

受講料 2日間 38,000円(税込)

お問合せ: 学び舎CRAM (代表:山田祐基)

松本市梓川優923-4 TEL: 0263-87-7889

HP: <http://cram.co.jp/> Email: info@cram.co.jp

お申込みは、お電話またはEmailにてご連絡下さい。

川柳コーナー

おめでとう

郷土の夢載せ

初賜杯

暑過ぎて

子どもの声も

消えた夏

オムツとの

別れに挑む

愛娘

新米

あとがき

戊戌年は、「変化の年」である。と、年頭に箱根神社の宮司様からお聞きしました。昨今の西日本の出来事をみて驚きました。昨今、陽性の土を表し、植物草木が成長の絶頂期にあるという形を意味し、「茂る」という作用がある反面、収穫した後の「滅する」に通じて草木が枯れる状態をも表しているところから「変化・変革」の起こる年となり、それは、吉凶にかかわらず表れること。

戌は、忠実・正義・信・献身・誠実等を意味し、生業を忠実に正義感・道徳心をもって行なえば、着実に実を結ぶことができる年とのこと。

戌も戌も同じ「土」の性から、「土」の秘める力が強烈な反発力として発揮されると、破壊的な行動力として作用することがある。自然界では、大洪水、地震、土砂の崩壊といった形で表れるとのこと。まさに……

戌戌年の特徴を踏まえ、変化を恐れることなく、変化を自ら積極的に取り組む心構えで今年の後半に向かいたいと思いました。

さらに戌戌年は、人と協力し合うことでより大きな成果が得られるという特徴もあるようです。(山口)

(本号編集委員…)

山口吉孝

沖健更)



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒990-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

(定価 1部50円)

印刷所 信州印刷株式会社